

「第11次いわき市水道水源保護審議会」への諮問について



いわき市では、水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源を保護し、市民の皆さまの生命と健康を守ることを目的に「いわき市水道水源保護条例」を制定しています。

市水道水源保護審議会（原田正光会長）は、この条例に基づいて設置し、市長の諮問に応じ、水道水源の保護に関する重要な事項について調査・審議する機関です。学識経験者、各種団体の代表や一般公募の方々に審議会委員をお願いしています。

8月25日に市長から12名の第11次審議会委員に委嘱状を交付するとともに、審議会に対して諮問を行いました。

審議会では、今後、2年間にわたり調査・審議を行い、市長に対して答申する予定となっています。

【諮問事項】

- 水道水源の保護に関することについて
- 1 水道水源保護地域に関することについて
- 2 排水基準に関することについて
- 3 そのほか水道水源の保護に関する重要な事項について

○お問い合わせ 済水課庶務係 TEL 22-9319

【平成26年度いわき市総合防災訓練に参加しました】

8月29日(金)～30日(土)に開催された“いわき市総合防災訓練”に参加しました。

今年の訓練は「大規模災害に備えた地域と学校等との連携強化」を目標に、市内27か所に避難所を設け、様々な訓練が実施されました。水道局では勿来第二中学校をはじめ主要避難所9か所に仮設給水所を設置し、応急給水訓練を行いました。



▲草野小学校にて
圧送式給水車による応急給水



▲勿来第二中学校にて
公共用受水槽※による応急給水

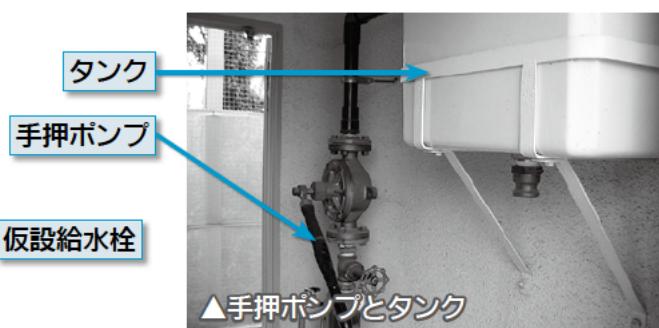
※ 平成25年度から学校等の受水槽でも応急給水ができるようになりました。

【非常用地下貯水槽について】

水道局では、非常時の飲料水を確保するため、市内22か所に「非常用地下貯水槽」を設置しています。貯水槽は地下に埋設され、平常時は、配水管の一部として常に水道水が流れていますが、非常時には、緊急遮断弁が作動し、貯水槽内に飲料水を確保します。その飲料水を手押ポンプでタンクにくみ上げ、仮設給水栓から給水します。



△建屋と仮設給水栓



△手押ポンプとタンク

皆さんも、非常時に備え、普段から貯水槽設置場所の確認や飲料水を確保するポリ容器等の準備をお願いします。なお、貯水槽の設置場所は水道局のホームページ等で確認できます。

○お問い合わせ 配水課配水計画係 TEL 22-9318



内郷御厩町にある天上田公園です。この野水槽には11,000人の3日分にあたる100m³が確保されています。